

別添1-2 バイオマスマーク認定申請商品原料構成表(様式2)

現行(2022年(令和4年)3月19日改定)	改定案(2026年(令和8年)6月1日改定予定)
<u>第2 バイオマスマーク認定申請商品原料構成表(様式2)</u> <u>1 申請日</u> 様式1の該当箇所から転記してください。 <u>2 商品名</u> 様式1の該当箇所から転記してください。 <u>3 原材料名</u> 原則、乾燥重量割合の大きい順に上から記入してください。原材料名はSDS、MSDSに記載されている製品名を記入してください。 なお、バイオマスマーク認定商品を原材料に使用する場合は、その「バイオマスマーク認定No.」も記入してください。 <u>4 重量%</u> 乾燥重量割合(%)を記入してください。なお、小数第1位まで記入し、合計が100.0になるようにしてください。 水分を含むものや液体の場合は、水分や揮発成分を除いた重量割合を計算して記入ください。ただし、水分や揮発成分を含むことが申請商品の常態である場合はこの限りではありません。 <u>5 安全性、バイオマス割合等の確認資料名</u>	申請日(西暦)、申請事業者、申請商品名 様式1の該当箇所を転記する。 (削除) 原材料名/一般名 ・原材料名はSDSに記載されている製品名を転記する。 ・一般名は原材料を構成する主成分の名称を記入する。 ・申請商品を構成する原材料の乾燥重量割合の大きい順にする。 ・バイオマスマーク認定商品を原材料に使用する場合は、その「バイオマスマーク認定番号」を記入する。 <u>バイオマス</u> バイオマスに由来する原材料にマーク(✓)する。 重量%(小数第1位) ・原材料の重量%を小数第2位で四捨五入し、小数点1位までの数値を記入する。 数値に%の記入は不要。 ・重量%の合計が100.0になるようにする。 ・水分や揮発成分を含む場合は、乾燥重量割合の計算値を記入する。 ・水分や揮発成分を含むことが申請商品の常態である場合は、水分や揮発成分を含めた実重量%を記入する。 安全性、バイオマス割合等の確認資料名 原材料に関連する資料名を記入する

原材料ごとに「SDS」または「MSDS」等と記入してください。バイオマスに由来する原材料には「バイオマスの割合証明書類」と記入してください。その他の資料がある場合は、それぞれの確認資料名欄に記入してください。 ・ポリオレフィン系の場合はポリオレフィン等衛生協議会の確認証明書 ・印刷インキについては NL 規制に関する証明書 ・塩ビ（ポリ塩化ビニルまたは塩化ビニル樹脂）の場合は塩ビ食品衛生協議会の確認証明書 ・塩化ビニリデン場合は塩化ビニリデン衛生協議会の確認証明書等 ・STマーク 等	・SDSと記入し、提出する。 ・J C I I 確認証明書がある場合は J C I I 確認証明書と記入し、写しを提出する。 ・食品衛生法のポジティブリスト制度適合を確認できる書面がある場合は、ポジティブリスト適合宣言書などと記入し、写しを提出する。 ・バイオマスに由来する原材料の場合は、バイオマス割合証明書と記入し、写しを提出する。 ・そのほかの資料がある場合は、その資料名を記入する。
<u>6 CAS No.</u> 原材料のCAS No. をSDS (MSDS) から<u>全て転記</u>してください。なお、SDS (MSDS) にCAS No. の記載がない場合は、その内容を踏まえて「非開示」「非公開」「該当なし」等と記入してください。審査委員から指摘があった場合は、当該原材料の成分について調べていただく場合があります。	CAS No. 原材料のSDSからCAS No. を転記する。
<u>7 資料No.</u> 資料No. は原材料ごとに一つの番号を付してください。SDS、バイオマス割合を証明する書類、各種証明書等、複数の書類が添付される場合も原材料ごとに、同じ一つの番号としてください。添付書類は原材料ごとにクリップ留めにし、それぞれ最初のページ右上に資料No. を記入してください。ホチキスで綴じないでください。	資料No. ・原材料ごとに資料No.を付ける。 ・原材料に複数の資料が添付される場合は、同一の資料番号とし、1－1，1－2…のように枝番をつける。欄に書ききれない場合は、別紙参照と記入し、資料名と資料番号を表記した別紙を作成し、提出する。 ・提出する各資料に資料No. を記入する。
<u>8 主な用途</u> あてはまるものを■にします。複数選択した場合は代表的なものに◎を付けてください。	(削除)

<u>9 食品に接触する商品としての使用</u> <u>「食品に接触する商品としての使用」</u> する場合は、食品衛生法及びそれに伴う政令等を遵守する必要があります。このため、食品に接触する商品としての使用が考えられる場合（レジ袋なども含まれます。）は、食品衛生法で定められた材質試験・溶出試験の成績書の写しを添付してください。 ・厚生省告示第370号試験成績書（昭和34年） ・厚生労働省告示第380号試験成績書（令和2年） ・古紙を使用する場合は、蛍光物質を更に追加していないことの証明書と、蛍光物質試験成績書の写し	(削除)
<u>10 生分解性</u> 生分解性を「表示する」場合、日本バイオプラスチック協会の生分解性プラマークを取得している製品については括弧内に「生分解性プラマーク」と記入して認証書の写しを添付してください。生分解性プラマークの認証を取得していない場合は、括弧内に「生分解性試験成績書添付」と記入し、生分解性を証明する第三者機関の試験成績書の写しを添付してください。	(削除)
<u>11 防炎機能</u> 防炎機能を「表示する」場合は、括弧内にそれを証明する資料名（消防法に基づく資料）を記入し、写しを添付してください。	(削除)
<u>12 抗菌機能</u> <u>抗菌機能を「表示する」場合は、括弧内にそれを証明する資料名（細菌の増殖を抑制することを客観的に証明するもの）を記入し、写しを添付してください。</u>	(削除)
<u>13 その他の機能</u> <u>9～12項以外の機能を表示する場合は、「その他の機能」下欄の括弧内に表示する機能の内容を、当該機能を証明する資料名を「表示する」右欄の括弧内にそれぞれ記入し、その写しを添付してください。</u>	(削除)